

議案第9号

関市温泉施設条例の一部改正について

関市温泉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

使用時間を延長し、及び使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市温泉施設条例の一部を改正する条例

関市温泉施設条例（平成17年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「休日」の次に「(以下「休日」という。)」を加える。

第5条中「午後9時」を「午後10時」に改める。

別表その1の表大人（12歳以上）の項中「600」の次に「(土曜日、日曜日又は休日に入浴する場合は700)」を加え、「6,000」を「6,500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用料を納入した回数券を使用して同日以後に関市温泉施設を使用する者に係る使用料については、改正後の別表その1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。